# 建設業技術者向け研修実施業務企画提案要領

1 業務の名称

建設業技術者向け研修実施業務

2 業務の趣旨・目的

社会資本の整備を担う建設業においては、担い手不足、高齢化、長時間労働の是正等が課題になっている。今後の建設業の活性化には人材の確保や生産性の向上は不可欠であり、現在現場で活躍する技術者においては、安全管理・工程管理・品質管理・原価管理・コミュニケーションなど各種スキルの向上が必要であることから、建設業の技術者を対象にした研修を実施する。

### 3 業務の内容

(1) 安全管理講習会

①対象者:建設工事従事者

②時間:90分程度の講習を同日の午前・午後各1回

③講師:1名以上

④回数:2回(午前・午後)×1会場(前橋市内を予定)

⑤実施方法:ホール等での講演形式

⑥実施日程:令和7年7~8月頃(県との調整により決定することとします)

⑦対象人数:午前·午後各90名程度(合計180名程度)

⑧趣旨:建設現場で最も重要とされるものは、無事故で工事を完了することである。 日々の現場において危険が近くにあることを意識し、どのように安全管理を図っていくかが重要となる。現場で求められる安全管理について、労働災害の概要、安全管理の重要性・必要性、リスクマネジメント手法について学ぶ。

(2) 建設技術者のための基礎講座 ~品質管理~

①対象者:建設工事従事者

②時間:午後1回、3時間程度

③講師:1名以上

④回数:1回×1会場(前橋市内を予定)

⑤実施方法:ホール等での講演形式またはグループワーク形式

⑥実施日程:令和7年10~11月頃(県との調整により決定することとします)

⑦対象人数:40名程度

⑧趣旨:工事の施工管理を担う技術者として、工期内に限られた予算の中でいかに品質管理を意識して施工するか。品質を向上させる力を身につけるため、建設業における品質管理の重要性及び基礎的な品質管理手法とそのポイントについて学ぶ。

### (3) 具体的な業務内容

①講師の選定・会場派遣(交通手段の手配、報償費の支払等一式を含む。)

②カリキュラムの作成

③資料の作成及び印刷(原稿がカラーのものは、配布用もカラーとする。)

## 4 予算額

- ・385,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- ・応募に要する経費は含みませんので、自己負担となります。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、 再度見積りをお願いします。

#### 5 契約期間

契約締結の日から、令和7年12月26日(金)まで

### 6 応募資格

次の条件の全てを満たしていること

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・応募を希望する団体の役員等が暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

#### 7 スケジュール

- (1) 企画提案募集 令和7年4月 日( )~5月8日(木)
- (2) 質問受付 令和7年4月15日(火)~4月28日(月)
- (3) 第一次審査 令和7年5月9日(金)~5月12日(月)
- (4) 第二次審査 令和7年5月13日(火)
  - ・審査の詳細は、下記10のとおり。

#### 8 応募の手続き等

応募する場合には、次のとおり、書類を提出してください。

(1) 提出書類

①企画提案書表紙(様式1)

1 部

②企画提案書本体

4部

様式は定めませんが、次の事項を記載してください。

ア) 安全管理講習会

- ・セミナーの名称・副題(仮称)
- ・セミナーの趣旨、内容
- 予定講師名、経歴、実績

- ・その他セミナー実施に関すること
- イ) 建設技術者のための基礎講座 ~品質管理~
  - ・セミナーの名称・副題(仮称)
  - ・セミナーの趣旨、内容
  - 予定講師名、経歴、実績
  - ・その他セミナー実施に関すること
- ③業務実施体制申告書(様式2) 4部
- ④費用見積書(様式3) 4部
- ⑤暴力団等に該当しない旨の誓約書(様式4) 1部
- ⑥会社概要等事業者の概要がわかるもの 4部
- ⑦課税(免税)事業者届出書(様式6) 1部

令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間において、消費税法上の課税事業者に当たる場合は課税事業者届出書を、免税事業者に当たる場合は免税事業者届出書を提出すること。

⑧その他参考資料

4部

- ⑨群馬県の「令和6・7年度物品等購入契約資格者名簿」、「令和6・7年度建設工事 入札参加資格者名簿」、「令和6・7年度度建設工事に係る調査・測量・コンサルタ ント等入札参加資格者名簿」に登載されていない者は、次の書類を各1部
- 法人登記簿謄本
- ・最新の決算書
- ・県税完納証明書(群馬県外の業者の場合は、本店及び委任先営業所が所在する都道 府県発行の完納証明書(未納のない証明))
- ・国税の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税についてのもの(未納のない証明))
- (2) 提出方法・提出期限
  - ・提出方法: (3) の提出先あて、郵送にて
  - ・提出期限:令和7年5月8日(木)17:00必着
- (3) 提出先

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県県土整備部建設企画課建設業対策室

電 話:027-226-3524

FAX : 0 2 7 - 2 2 4 - 3 3 3 9

E-mail: kensetsukika@pref.gunma.lg.jp

- (4) 応募書類の取扱い
  - ・提出された応募書類は返却しません。
  - ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがあります。
- (5) その他注意事項
  - ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。また、第二次審査の プレゼンテーション・ヒアリングへの参加に要する経費も同様とします。
  - ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結 後の場合には、契約を解除することがあります。

- ・使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかにご連絡をいただくとともに、その旨書面にて 提出願います。

#### 9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付けます。

- ・受付期間:令和7年4月15日(火)~4月28日(月)
- ・質問様式:様式5による
- ・質問方法: E-mail による (E-mail で質問する場合は、件名に「建設業技術者向け研修質問」と記載してください。)
- ・提出先:上記8(3)に同じ
- ・質問に対する回答は、質問書を受け付けした日から原則5日以内に、E-mailにより 行う。

#### 10 審査

提出された書類に基づき第一次審査を行い、その後、第一次審査通過者を対象に、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる第二次審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を、委託の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行います。

#### (1)第一次審査

- ・日時:令和7年5月9日(金)~5月12日(月)
- ・提出された書類に基づき、候補者を選出します。応募者が5者以内の場合は、第一次審査を省略することがあります。
- ・審査結果は、応募者全てに文書により通知します。

### (2) 第二次審査

- ・日程:令和7年5月13日(火)
- ・詳細な日時は、第一次審査通過者に連絡します。
- ・審査結果は、令和7年5月中旬を目途に、審査を受けた事業者全てに文書により通知します。

### (3) 主な審査項目

- ・セミナーの趣旨・内容
- ・講師に関すること (講師の経歴、実績)
- ・実施体制に関すること (業務遂行能力、同種業務の実績)
- ・費用見積りに関すること

## (4) その他

提案者が、次の事項のいずれかに該当した場合失格とし、審査の対象としません。

- ・企画提案の提出書類に不備がある者
- ・企画提案の提出期限を過ぎて提出した者
- ・企画提案が、本要領の条件を無視しているもの、又は、基本的な要求事項を満たさないも の

# 11 契約

- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、 県との交渉で決定します。
- ・契約に必要な経費は、受託者の負担とします。
- ・優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果品が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証してください。